

令和6年度鹿児島県土木部における
総合評価落札方式(試行)の手引き
(業務委託)
【公表版】

令和6年7月
鹿児島県土木部監理課

【目次】

1	令和6年度鹿児島県土木部における業務委託の総合評価落札方式(試行)について	
1-1	試行内容	3
1-2	評価方法	3
1-3	その他	3
1-4	総合評価方式(自己採点方式)による発注手続	
1-4-1	実施手順(フロー図)	4
2	総合評価の実施手順とポイント	
2-1	特別簡易型の審査・評価	
2-1-1	業務委託(道路詳細設計)	7
	(技術資料申請書・評価手順・運営委員会資料)	
2-2	総合評価落札方式自己採点表の提出	
2-2-1	総合評価落札方式自己採点表の提出	21

○手引き・申請書等の鹿児島県ホームページ掲載箇所

ホーム > 社会基盤 > 土地・建設業 > 入札参加資格・契約等 > 測量・建設コンサルタント等業務の入札制度に関する要綱等

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/infra/tochi-kensetu/nyusatu/konsarunyuusatu.html>

1 鹿児島県土木部における業務委託の総合評価落札方式（試行）について

1－1 試行内容

1－2 評価方法

1－3 その他

1－4 総合評価落札方式（自己採点方式）による発注
手続

1－4－1 実施手順（フロー図）

1 令和6年度鹿児島県土木部における業務委託の総合評価落札方式(試行)について

1-1 試行内容

鹿児島県土木部における業務委託の総合評価落札方式(試行)は、次の(1)～(8)により試行する。

- (1) 試行対象業務: 設計額が1,000万円以上の道路詳細設計(測量設計含む)の中から、抽出した業務
※歩道設置などの詳細設計や災害復旧などの緊急を要する詳細設計は除く。
- (2) 同種業務: 別紙1及び補足資料参照(令和5年度と同様)
- (3) 入札方式: 指名競争入札
- (4) 評価方式: 総合評価落札方式(特別簡易型)
- (5) 最低制限価格: 設定しない
- (6) 低入札調査基準価格: 設定する。
- (7) 失格基準価格: 設定しない。
(ただし、低入札調査基準価格を下回った場合は、標準点(100点)より60点減点する。)
- (8) 審査方法: 自己採点方式及び一括審査方式

1-2 評価方法

技術資料を提出した者に対して標準点を与え、さらにあらかじめ設定した評価項目について基準に従って評価を行い、0点～44.0点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000 \end{aligned}$$

(評価値) 価格評価点と価格以外の評価点(技術評価点)を総合した評価点。

※少数4位まで(小数5位四捨五入)

(標準点) 技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数。

調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には40点を与える。

(加算点) 入札参加希望者から提出された技術資料等(業務実績等)から価格以外の要素を評価し点数化したもの(44.0点満点)

【低入札価格調査の実施】

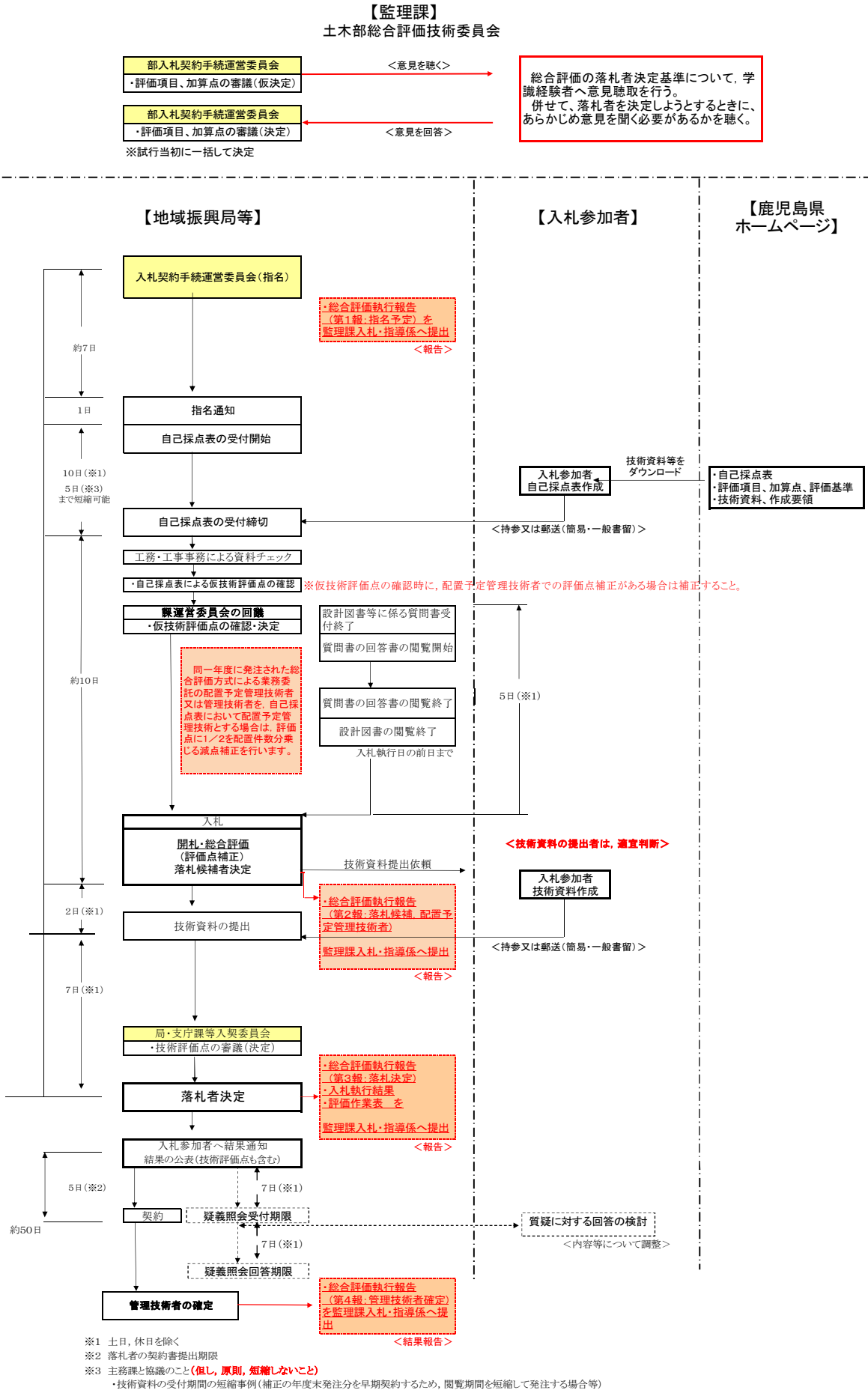
最低価格入札者等の当該申込みによる価格が調査基準価格未満の場合は、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、「業務委託契約に係る低入札価格調査実施要領(平成16年1月6日施行)」に基づき調査を実施する。

1-3 その他

本手引きに定めのないものは、これまでに通知した要領等を準用する。

1-4 総合評価落札方式(自己採点方式)による発注手続の流れ
 1-4-1 実施手順(フロー図)

総合評価落札方式(特別簡易型)の手続きフロー(指名競争入札・自己採点方式)の場合



(参考)

【自己採点表について】

落札者を決定するために、県が指定した者から提出された技術評価点の自己採点(仮技術評価点)について、県は、当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。

審査の際、自己採点表に誤りがあった場合は、県は次のとおり修正を行うものとする。

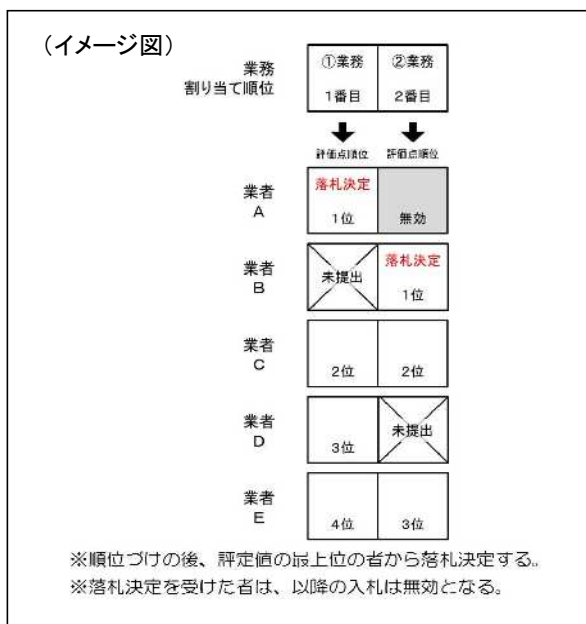
- ・ 自己採点が過大評価となっていた場合は、正しい評価に下方修正する。
- ・ 自己採点が過小評価となっていた場合は、修正は行わない。
- ・ 審査・修正は、各評価項目毎に行う。

【一括審査方式について】

総合評価落札方式であって、同一内容の業務で同日に発注が予定されている複数の業務に限り入札参加希望者からの技術資料を1つのみとし、審査・評価を一括して実施するものである。

これにより、受発注者双方の事務負担の軽減を図ることを目的としている。

一括審査方式において、複数業務に入札して、落札決定を受けた場合は、それ以降に開札される業務の入札は無効とする。



【技術資料及び自己採点表(以下、「技術資料等」という。)の提出要請について】

一括審査方式及び自己採点方式により入札を行おうとするときは、技術資料等の提出を要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価落札方式による入札であること。
- ②自己採点方式を適用する入札であること。
- ③一括審査方式を適用する入札であること。
- ④技術資料等の内容及び提出期限
 - ・ 自己採点表の作成
 - ・ 技術資料の作成
 - ・ 技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - ・ 評価項目の工種について
 - ・ 技術資料等の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ⑤決定者基準に関する事項
 - ・ 評価項目及び評価基準
 - ・ 評価値の算出方法
- ⑥総合評価落札方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑦評価内容の担保に関する事項
- ⑧その他総合評価落札方式に関する事項
 - ・ 入札無効
 - ・ 落札者の決定

総合評価落札方式の方法

(特別簡易型)

技術資料を提出した者に対して標準点を与え、さらにあらかじめ設定した評価項目について基準に従って評価を行い、0点～44点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 100,000,000 \\ &\text{※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)} \end{aligned}$$

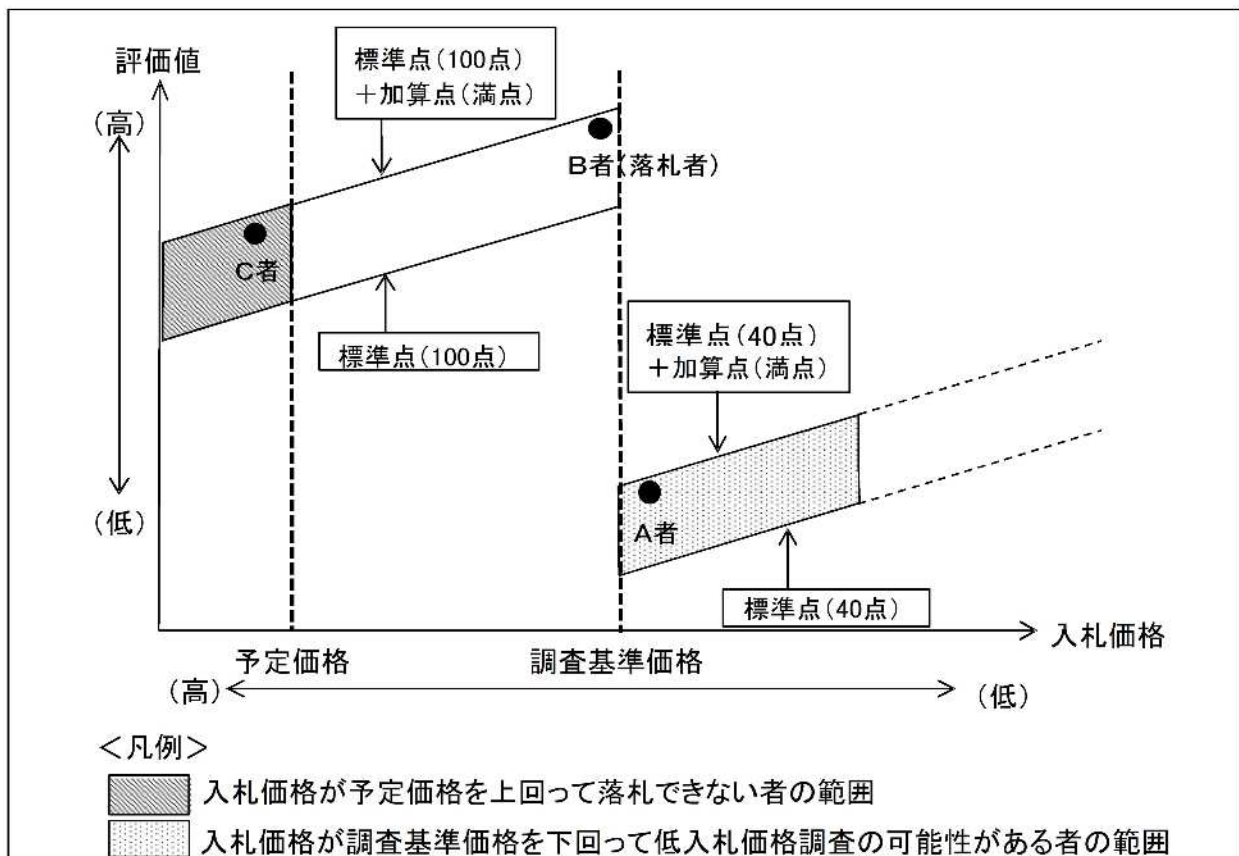
評価値： 価格評価点と価格以外の評価点（技術評価点）を総合した評価点。

標準点： 技術資料を提出し、入札に参加した者全てに与えられる点数。

業務委託契約に係る低入札価格調査実施要領（平成16年1月6日施行）第2条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には40点を与える。

加算点： 入札参加希望者から提出された技術資料等から価格以外の要素を評価し点数化したもの。（44点満点）

《総合評価方式による落札者決定のイメージ》



(例) 技術評価点：143.0点，入札価格：38,000,000円の場合の評価値

$$\text{評価値} = 143 \div 38,000,000 \times 100,000,000$$

$$= 376.315789 \dots$$

$$= 376.3158 \quad (\text{小数第5位四捨五入})$$

2 総合評価の実施手順とポイント

2-1 特別簡易型の審査・評価

2-1-1 業務委託（道路詳細設計）

（技術資料申請書・評価手順・運営委員会資料）

総合評価落札方式技術資料申請書様式

1 配付資料

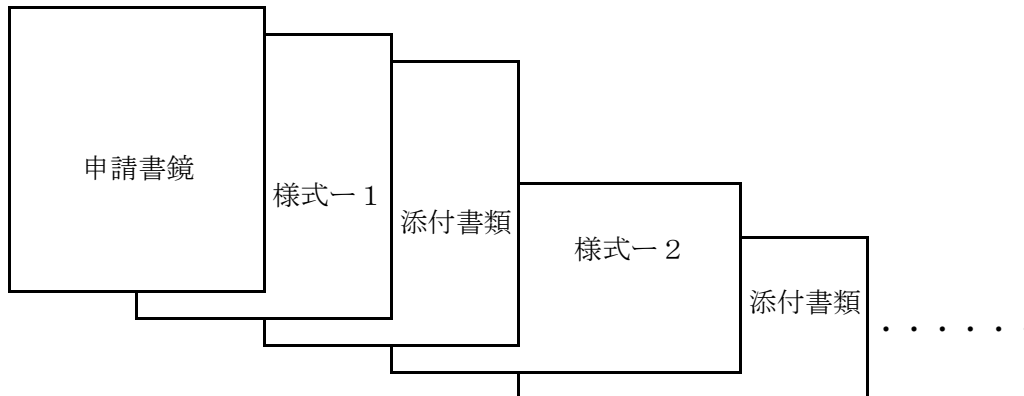
- (1) 技術資料の提出様式及び添付書類一覧 1枚
- (2) 総合評価落札方式技術資料申請書（提出様式含む） 1式（8枚綴り）
- (3) 同種業務（別表） 1式（1枚綴り）

2 総合評価落札方式技術資料の提出

- (1) 提出方法 持参又は、郵送（一般、簡易書留）により送付すること。
- (2) 提出部数 1部
- (3) 受付期間 指名通知等参照
- (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 受付場所 指名通知等参照

3 その他

- (1) 申請書等の編綴について
綴じずにクリップ留め等の状態とし、添付書類は申請書鏡の『1. 提出資料』の順に、関連様式の後ろに添付すること。



- (2) 技術資料の作成方法について
技術資料については、上記「1 配付資料」に基づき作成すること。
- (3) 提出資料の修正等について
技術資料提出後における資料の修正は、技術資料提出期間に限り認めるものとする。
また、技術資料に不明な点がある場合、発注者が確認を行い追加資料を求める場合がある。（但し、新たな評価対象となる項目の追加資料の意味ではない）
- (4) 技術資料の兼用について
本委託とは別に、同日開札・同一工種・同一評価項目等の委託がある場合、当該複数の委託に係る技術資料が添付資料を含めて全て同じものとなる場合は、当該複数の委託に係る技術資料は1部の提出で認めるものとする。（一括審査方式）ただし、その場合は、申請書や提出様式の委託名の箇所に当該複数の委託名を必ず記載すること。提出された技術資料に委託名の記載がない場合は技術資料の提出がないものとして取り扱うので、注意すること。
- (5) 配置予定管理技術者候補を複数人とする場合の評価について
配置予定管理技術者を特定できず、2名以上配置予定とする場合は、評価が最も低い者で評価すること。

※様式の青文字は記載例である。

技術資料の提出様式及び添付書類一覧

■ 実績の有無に限らず「提出様式」は提出必須

◇道路詳細設計

評価項目		提出様式 (必須)	実績を有する場合の添付書類(◎: 必須, ※: 必要に応じ)
施工能力 企業の	過去10年間の同種業務の業務実績(A)	[提出様式1]	◎実績となる業務ごとのテクリスの業務カルテ及び完了登録業務カルテ受領書の写し又はテクリスの登録内容確認書の写し ※テクリス登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付
	過去10年間の同種業務実績(A)の業務成績の平均点	[提出様式2]	◎発注機関が発行する業務ごとの業務成績通知書の写し
技術配置の予能力	配置予定管理技術者の技術資格の保有	[提出様式3]	◎資格の登録証や認定証などの写し ◎健康保険被保険者証の写し
	過去10年間の同種業務の業務実績(B)	[提出様式4]	◎実績となる業務ごとのテクリスの業務カルテ及び完了登録業務カルテ受領書の写し又はテクリスの登録内容確認書の写し ※テクリス登録がないもの、工種や配置予定管理技術者が管理技術者として配置されたことの判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付
	過去10年間の同種業務実績(B)の業務成績の平均点	[提出様式5]	◎発注機関が発行する業務ごとの業務成績通知書の写し
地域貢献度	過去5年間の災害支援協定活動	[提出様式6]	◎協定締結団体に所属していることを確認できる会員証等の写し ◎協定に基づく災害活動を確認できる書類等の写し
	若手・女性の雇用	[提出様式7]	◎健康保険被保険者証の写し ◎住民票等の写し ※実績とした業務のテクリスの業務の写し ※テクリス登録がないもの、工種や配置予定管理技術者が管理技術者として配置されたことの判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付

- 注) 1. 書類は全てA4サイズで作成すること。
 2. 各様式はパソコン等で作成すること。
 3. 記載内容及び添付資料に疑義が生じた場合、発注者から確認を行うことがある。

総合評価落札方式技術資料申請書

年 月 日

(契約担当者) 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

総合評価落札方式技術資料申請書の提出について

〇〇〇〇〇〇委託(〇〇工区) の技術資料を提出します。

添付の様式及び資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、本入札においては、入札金額とともに本技術資料をもって入札することを誓約します。

提出した技術資料の内容に虚偽が認められた場合、入札無効となっても異議はありません。

なお、提出資料及び問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 提出資料

◇道路詳細設計

提出様式【必須】	評価項目	
[提出様式1]	企業の施工能力	過去10年間の同種業務の業務実績(A)
[提出様式2]		過去10年間の同種業務実績(A)の業務成績の平均点
[提出様式3]	配置予定技術者の能力	配置予定管理技術者の技術資格の保有
[提出様式4]		過去10年間の同種業務の業務実績(B)
[提出様式5]		過去10年間の同種業務実績(B)の業務成績の平均点
[提出様式6]	地域貢献度	過去5年間の災害支援協定活動
[提出様式7]		若手・女性の雇用

2. 問い合わせ先

会 社 名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

業 務 名 :

企 業 名 :

【企業の施工能力】

過去10年間の同種業務の業務実績 (A)

評価対象	同種業務の業務実績
評価対象期間	業務完了が平成26年1月1日～令和5年12月31日の間
対象の有無 ※必ず記載	有 ・ 無

実績がある場合	番号	発注機関	完了年月日	業務委託名
		鹿児島県土木部	令和3年3月10日	道路改築測量設計委託 (〇〇工区)
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

※業務実績は10件を上限とする。

$$\text{評価点} = 0 \text{ 件} \times 0.8 \text{ 点/件} = 0.0 \text{ 点}$$

※黄色セルは計算式が入っているので、さわらないこと。

(最大8.0点)

- 注) 1. 同種業務は、別表1とする。
2. 同種業務の内容確認のため、本様式にテクリスの業務カルテ及び完了登録業務カルテ受領書の写し又はテクリスの登録内容確認書の写しを添付すること。(提出必須)
 (※テクリス登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付)
3. 業務委託が「完了した年月日」が評価対象期間であること。
4. 県内における、国(国土交通省九州地方整備局)、県(土木部(建築課所管発注工事を除く))、鹿児島県道路公社の業務実績を対象とする。
5. テクリスの登録において、業務分野「道路」-業務段階「道路」-業務段階2「基本(予備・概略設計)、実施(詳細)設計」-業務段階3「歩道設計」、「附帯工設計」、「舗装設計」、「その他」は、同種業務の対象外とする。
6. 設計業務において、災害復旧業務は同種業務の対象外とする。

業 務 名 : _____

企 業 名 : _____

【企業の施工能力】

過去10年間の同種業務の業務実績（A）の業務成績の平均点

【評価対象】	過去10年間の同種業務の業務実績（A）とした業務成績の平均点
対象の有無 ※必ず記載	有 ・ 無

実績がある場合	番号	発注機関	完了年月日	業務委託名	業務成績
		鹿児島県土木部	令和3年3月10日	道路詳細設計業務委託（〇〇工区）	82.0点
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

※黄色セルは計算式が入っているので、さわらないこと。

$$\text{評価点} = \left(\text{\#DIV/0!} - 65 \right) \times 10 \div \left(81 - 65 \right)$$

$$= \text{\#DIV/0!}$$

件数	0件
合計点	0.0点
平均点 <small>小数第2位切り捨て</small>	\#DIV/0!

- 注)
1. 発注機関が発行する業務ごとの業務成績通知書の写しを添付すること。（提出必須）
 2. 業務成績の平均点は小数第2位切り捨て、評価点は小数第3位切り捨て。
 3. 提出様式1に記載している業務実績を全て記載すること。1つでも業務実績の記載漏れや業務成績通知書の写しがない場合は、評価点は0点とする。

業 務 名 :

企 業 名 :

【配置予定管理技術者の能力】

配置予定技術者（管理技術者）の技術資格の保有

評 価 基 準	
【 評 価 対 象 】	配置予定技術者（管理技術者）の資格保有
【評価対象資格】	① ・技術士 総合技術監理部門【建設-道路】 ・技術士 建設部門【道路】 ・土木学会認定技術者（特別上級【交通】，上級【交通】）
	② 国土交通省登録技術者資格 ・RCCM【道路】 ・1級土木技術者【交通】 ・交通工学研究会認定TOE

配置予定管理技術者名	
保有している資格	① ・ ②
保有資格名	技術士 建設部門【道路】
資格取得年月日	(例) 平成〇年〇月〇日

- 注) 1. 配置技術者を複数提出する場合は、各候補者毎に資料を作成すること。
 2. 指名通知日までに資格の保有をしている場合に限る。
 3. 資格の登録証や認定証などの写しを添付すること。(提出必須)
 4. 健康保険被保険者証の写しを添付すること。(提出必須)

業 務 名 :

企 業 名 :

【配置予定管理技術者の能力】
過去10年間の同種業務の業務実績 (B)

【評価対象】	企業の施工能力の「過去10年間の同種業務の業務実績 (A)」のうち、配置予定管理技術者が管理技術者と配置された業務実績		
対象の有無 ※必ず記載	有	・	無

配置予定管理技術者名	
------------	--

実績がある場合	番号	発注機関	完了年月日	業務委託名
			鹿児島県土木部	令和3年3月10日
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

※業務実績は5件を上限とする。

評価点 = 0 件 × 0.8点/件 = 0.0 点

※黄色セルは計算式が入っているので、さわらないこと。

(最大4.0点)

- 注) 1. 配置技術者を複数提出する場合は、各候補者毎に資料を作成すること。
 2. 管理技術者の確認のため、本様式にテクリスの業務カルテの写しを添付すること。(提出必須)
 (※テクリス登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付)
 3. 提出様式1に記載している業務実績のうち、当該配置予定管理技術者の業務実績を全て記載すること。

業 務 名 : _____

企 業 名 : _____

【配置予定管理技術者の能力】

過去10年間の同種業務の業務実績（B）の業務成績の平均点

【評価対象】	過去10年間の同種業務の業務実績（B）とした業務成績の平均点
対象の有無 ※必ず記載	有

配置予定管理技術者名	監理 太郎
------------	-------

	番号	発注機関	完了年月日	業務委託名	業務成績
	実績がある場合		鹿児島県土木部	令和3年3月10日	道路詳細設計業務委託（〇〇工区）
1					
2					
3					
4					
5					

※黄色セルは計算式が入っているので、さわらないこと。

$$\text{評価点} = \left(\text{\#DIV/0!} - 65 \right) \times 10 \div \left(84 - 65 \right)$$

$$= \text{\#DIV/0!}$$

件数	0件
合計点	0.0点
平均点 <small>小数点第2位切り捨て</small>	\#DIV/0!

- 注)
1. 配置管理技術者を複数提出する場合は、各候補者毎に資料を作成すること。
 2. 発注機関が発行する業務ごとの業務成績通知書の写しを添付すること。（提出必須）
 3. 業務成績の平均点は小数第2位切り捨て、評価点は小数第3位切り捨て。
 4. 提出様式4に記載している業務実績を全て記載すること。

業 務 名 :

企 業 名 :

【地域貢献度】

過去5年間の災害支援協定活動

【評価対象】	県との協定締結団体への所属及び協定に基づく活動又は、県との協定締結団体への所属のみ
【評価対象期間】 ※活動実績のみ	平成31年1月1日から令和5年12月31日の間での活動実績
対象の有無 ※必ず記載	<input checked="" type="radio"/> 有 • 無

県との協定締結団体への所属及び過去5年間における協定に基づく活動	<input type="radio"/>
県との協定締結団体への所属のみ	

- 注) 1. 協定締結団体とは、「公益社団法人鹿児島県測量設計業協会協定」、協定とは「大規模災害時における被害状況調査の支援協力に関する協定」である。
2. 協定締結団体への所属は、指名通知日時点とする。
3. 協定締結団体に所属していることを確認できる会員証や名簿一覧（協会のパンフレットやホームページ等での掲載部分）等の写しをいずれか1つ添付すること。（提出必須）
4. 協定に基づく災害活動を確認できる県への調査報告書や協会が発行する証明書、貴社の活動が分かる新聞記事や自社のホームページ等の写しをいずれか1つ添付すること。（提出必須）

業 務 名 :

企 業 名 :

【地域貢献度】

若手・女性の雇用

【評価対象】	技術者又は技術者以外の若手（35歳以下）又は女性
対象の有無 ※必ず記載	有 ・ 無

○評価対象者 ※必ず記載 ※評価対象者：年齢や業務実績など各条件は、指名通知日時点で、満たしていること。	技術者		技術者以外		
	若手（35歳以下）	女性	若手（35歳以下）	女性	
	○				
○評価対象者氏名 ※必ず記載	ふりがな 氏名	かんり たろう 監理 太郎			
○住所 ※必ず記載	鹿児島県〇〇市				
○生年月日 ※若手（35歳以下）とした場合記載	昭和	・	平成 50 年 5 月 3 日	(例)	
○雇用年月日 ※必ず記載	昭和	・	平成 10 年 4 月 1 日	(例)	
評価対象者が技術者の場合	業務の実績	発注機関	〇〇地域振興局 建設部		
		業務名	道路改築工事(〇〇〇工区)		
		履行期間	令和〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇年〇〇月〇〇日		
		役割	照査技術者		

- 注) 1. 年齢や性別等の確認のため、健康保険被保険者証の写しを添付すること。
(提出必須)
2. 評価対象者が県内の在住者であること(現住所)が確認できる資料として、住民票や運転免許証、公共料金請求書などの写し(直近のもの)(提出必須)
3. 技術者の業務実績の確認のため、本様式にテクリスの業務カルテの写しを添付すること。(提出必須)
- (※テクリス登録がないもの、工種の判断ができないものは、実績証明書(任意)を添付)
4. 評価対象者の年齢は指名通知日時点において、35歳以下。
5. 実績業務で技術者等の途中交代をしている場合は、履行期間の1/2以上従事した場合が評価の対象となるため留意すること。

同種業務

総合評価(委託)の試行概要		テクリス登録内容(同種業務)			備考
業務内容	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	共通仕様書 設計区分
道路概略設計(路線比較、最通路線選定)	道路	道路	基本(予備・概略)設計	道路設計(1/2000~1/5000), 道路修正設計(1/2000~1/5000), 道路設計(1/1000), 道路修正設計(1/1000)	道路概略設計(A), (B)
道路予備設計(中心線決定)			実施(詳細)設計	道路設計	道路予備設計(B)
道路予備設計(用地幅決定)			基本(予備・概略)設計	平面交差点設計	道路詳細設計
道路詳細設計			実施(詳細)設計	平面交差点設計	平面交差点 予備設計
交差点設計(一般)			基本(予備・概略)設計	立体交差点設計	平面交差点 詳細設計
			実施(詳細)設計	立体交差点設計	ダイヤモンド型, トランベット・クローバー型IC予備設計
			基本(予備・概略)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア, インターチェンジ等)	ダイヤモンド型, トランベット・クローバー型IC詳細設計
交通安全・渋滞対策等検討			実施(詳細)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア, インターチェンジ等)	道路休憩施設予備設計 等
			道路詳細設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア, インターチェンジ等)	道路休憩施設詳細設計 等

※上記表の「テクリス登録内容(同種業務)」のいづれかとテクリスの業務実績データの「業務分野, 業務段階」と一致していただから同種業務とする。

2 総合評価の実施手順とポイント

2-2 総合評価落札方式自己採点表の提出

2-2-1 総合評価落札方式受自己採点表の提出

年 月 日

(契約担当者) 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

総合評価落札方式自己採点表の提出について

〇〇〇〇〇〇委託（〇〇工区）の技術評価点の自己採点表を提出します。
添付の様式の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、本入札においては、入札金額とともに本自己採点表をもって入札することを誓約します。
自己採点の内容に虚偽が認められた場合、入札無効となっても異議はありません。
なお、過小評価があった場合においても、その自己採点の点数をその項目の技術評価点として決定すること、過大評価があった場合、契約担当者において下方修正されても異議はありません。

問い合わせ先

担 当 者 :

電 話 番 号 :

